



あいづ

〔発行〕自治労

福島県本都会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

【図表1】管内自治体のラス指数一覧（抜粋）

順位	自治体名	ラス指数	摘要
1	喜多方市	101.1	
2	会津若松市	100.3	
(中略)			
14	檜枝岐村	95.8	未組織
15	三島町	95.8	未組織
16	北塩原村	95.2	未組織
17	昭和村	90.1	未加盟
参考	福島県	100.4	

※この一覧表は、総務省のホームページ「給与・定員等の調査結果等」（2022年4月現在）を基に作成したものです。



第389号



総務省ラス

上のQRコードが「機関紙389号」（ラス指数特集号）、下が総務省のラス指数のページになります。スマホでご確認ください。



▼シリーズの第1回目は、総論的なお話し。「労働組合があること」によって賃金はどうなるのか？「賃金は、どの自治体も同じなのか？」等、基本的な内容となります。なお、過去の機関紙等も参照することがありますが、QRコードを掲載し、スマホで確認できるような構成にしたいと思います。ぜひ、掲載内容を基に休憩時間等に職場の仲間の皆さんと話し合いをしてみてください。

▼まず、機関紙389号で特集したラスパイレス指数（以下「ラス指数」）から。ラス指数とは、国家公務員の給与を100とした場合の各自自治体の給与水準を指数で表したものです。図表1は、先の機関紙から抜粋して記載したのですが、管内17市町村中、ラス指数14位以下は、労働組合（以下「組合」）がない町村（桧枝岐村・三島町・北塩原村）や、組合はあっても自治労に加盟していない昭和村です。

組合があるからこそ、当局（首長や総務課長等）と交渉・協議して勤務・労働条件の向上を勝ち取ることができ、自治労に加盟しているからこそ、情報や支援を受けながら、大きな結集力（自治労組合員数は約74万人です）を盾にたたかうことができるのです。これら未組織・未加盟の町村（職員）に友人・知人等がいる方は、このラス指数の話をしてみてください。

▼ちなみに、このラス指数は「給料」で比較します。扶養手当や通勤手当、地域手当（福島県は該当なし）等は含みません。特に、ラス指数が100を超えている（国家公務員よりも高い）と、県の市町村行政課から「ご指導」を受けることになり、何かして「ご指導」を受けた当局は、何とかして100を超えないようにしようと考え、組合側に給料に関する改善提案をしていく訳です。

紙面学習

シリーズ① 『労働組合と賃金』

組合員の皆さんと一緒に学んでいく場（紙面学習）をシリーズ化します。ぜひ、これを基に職場の仲間の皆さんと話し合ってみてください。

当面の日程

- 11月20日（月）
○湯川村職労定期大会
- 11月22日（水）
○磐梯町職労定期大会
○西会津町職労定期大会
- 11月24日（金）
○総支部単組代表者会議
- 11月29日（水）
○南会津町職労定期大会

▼最後にラス指数が上がる要因として考えられる点を2つ記載します。

①国では、高卒職員が管理職になることは稀ですが、自治体においては、その職務遂行能力を勘案して管理職へ登用している例は多いと思います。管理職へ登用するということは、給料も上がるので、学歴別で比較するラス指数全体を押し上げることとなります。

②団塊の世代の退職等により、特に世代交代が進んだ自治体においては、若くして管理職になる人が多かったりと、昇任スピードが速まり、給料が上がっていくので、経験年数区分で比較するラス指数も上がることとなります。

▼2つめは、「どの自治体も同じ賃金か?」についてです。前のラス指数の表をご覧いただいで既にお分りかと思いますが、結論から言って自治体間で大きな賃金格差が生じています。

▼まず、国と県の給料表の違いから説明します。図表2が県の行政職給料表(一)で、図表3が国の行政職俸給表(一)です。まず、呼び名から違いますが、給料月額も違います。現在、県内の各自治体は、県準拠で図表2の給料表を

【図表2】福島県行政職給料表(一)

【図表3】国行政職俸給表(一)

使っています(少し前まで国準拠の自治体もありました)。国と県(各市町村)では使っている表も違います。その一つが初任給で、例えば高卒の場合、国は1級5号俸、県は1級9号給です。大卒は(左の表にはありませんが)国は1級25号俸、県は1級29号給です。県は高卒・大卒とも国の初任給の4号俸(号給)上位となっています。

す。以前、県は規則上、国と同じ号俸(号給)からのスタートでしたが、採用時4号給プラスという特別昇給を行っていて、これを実態に合わせて規則改正した経緯があります。この時に、各自治体も一斉に県に合わせて改正すればよかったのですが、それができずに、現在は各自治体ばらばらの初任給です。自治体間賃金格差の要因については、今後掲載します。

昇格			
1級		2級	
号給	月額(円)	号給	月額(円)
1	165,300	1	211,800
2	166,400	2	213,500
3	167,600	3	215,200
4	168,700	4	216,500
5	169,900	5	218,100
6	171,100	6	219,900
7	172,200	7	221,300
8	173,300	8	222,900
9	174,400	9	224,400
10	175,700	10	225,900
11	177,000	11	227,100
12	178,400	12	228,600
13	179,700	13	229,900
...	(以下記載省略)		

昇格			
1級		2級	
号俸	月額(円)	号俸	月額(円)
1	162,100	1	208,000
2	163,200	2	209,700
3	164,400	3	211,400
4	165,500	4	212,900
5	166,600	5	214,400
6	167,700	6	216,200
7	168,800	7	217,900
8	169,900	8	219,600
9	170,900	9	221,100
10	172,300	10	222,600
11	173,600	11	224,100
12	174,900	12	225,600
13	176,100	13	226,800
...	(以下記載省略)		

編集後記

▼連日、熊出没のニュースが飛び交っています。熊被害から一転して死亡ひき逃げ事件になったケースもありました。熊の主食は野草や木の実、昆虫であり、動物を襲うことはそれほど多くないとのこと。では、なぜ熊が里に下りてきて被害が出ているのか?ご存知の通り、秋の主食であるドングリ(ブナ科の樹木の実)が不作であるためです。熊は、冬眠に備えて脂肪を蓄える必要があるのに里に下りてきて食べ物物色しているわけですね。今後は、杉ではなく、ブナ科の樹木を植林すべきなのではないでしょうか? (坂内)



共済動画

備えて守って補償する
じちろうマイカー共済
(約15分)



総支部HP
QRコード

